



利用できる施設は？

- 3** 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量と質を充実します。
- 2** 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい環境にします。
- 1** 幼稚園と保育所を一つにした「認定こども園」を広めます。

新制度のポイントとは？
 新制度は、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、人間関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下、待機児童の存在：こうした子育てをめぐる昨今のさまざまな課題やニーズに対応するための子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みで、主に次のことに取り組みます。

幼稚園 3～5歳

昼過ぎころまでの教育時間のほか、預かり保育を行っています。

保育所 0～5歳

夕方までの保育のほか、延長保育を行っています。

認定こども園 0～5歳

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設です。

地域型保育 0～2歳

少人数の単位で子どもを預かります。小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育があります。（当市では一部事業を除き行う予定です。）

市内の就学前児童利用施設一覧

施設名	ところ	市立/私立	認定区分		
			1号	2号	3号
幼稚園					
1 鶴住居幼稚園	鶴住居町2-18-10	市	○		
2 平田幼稚園	大字平田6-123-1	市	○		
3 正福寺幼稚園	甲子町10-8-4	私	○		
保育所					
1 上中島保育所	上中島町4-2-29	市		○	○
2 中妻子供の家保育園	中妻町1-13-22	私		○	○
3 金石神愛幼児学園	上中島町4-2-20	私		○	○
4 小佐野保育園	小佐野町3-4-10	私		○	○
5 鶴住居保育園	鶴住居町3-10	私		○	○
認定こども園					
1 (仮称)甲東こども園	野田町4-6-8	私	○	○	○
(仮称)認定金石こども園	天神町(第一幼稚園跡地)	私	○	○	○
〃 (平田分園)	大字平田2-25-142				○

子育て家庭では何が変わるの？

幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたっては、利用のための認定を受けていただきます。教育・保育の必要性に応じた3つの区分により認定され、利用できる施設が決まります。入園手続きの時期や流れはこれまでと変更ありません。（入園手続きの流れは4ページ参照）

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で「保育の必要な事由」(*)があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で「保育の必要な事由」(*)があり、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

備考：保育型児童館（唐丹、栗林）を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。
 (*)「保育の必要な事由」は、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイム、パートタイム、居宅内労働などを含む基本的にすべての就労）
- 妊娠、出産前後
- 求職活動
- そのほか、これらに類する保育が必要な状態と市が認める場合

『子ども・子育て支援新制度』

平成27年4月から始まります！



～子どもが健やかに成長するまちを目指して～
 すべての子どもたちが笑顔で成長できるように、また、すべての家庭が安心して子育てできるように、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。





問い合わせ…市子ども課(☎22-5121)



「ポジティブ・ディシプリン」セミナーを開催

市は、子どもをたたかない・怒鳴らない、前向きな子育て＝「ポジティブ・ディシプリン」に関するセミナーを開催します。

日時…11月8日(土) 13時～15時
場所…市保健福祉センター
9階講義室

内容…子育てに関するワークショップ
講師…セーブ・ザ・チルドレン
勝又 萌子氏

対象…就学前の子どもをもつ人、子育て支援に関心のある人20人程度
参加料…無料

申し込み…10月31日(金)までに市子ども課(☎22-5121)へ

※託児コーナーがありますので、併せて申し込みしてください。

教えて新制度

よくある質問

- Q 共働きなので幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？
A 幼稚園と保育所を併願する場合は「満3歳以上・保育認定」(2号認定)を受けていただきます。その後の幼稚園または保育所の利用状況により、1号認定に変更する場合があります。
- Q フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられませんか？
A 新制度はすべての子育て家庭を支援します。急な用事などの際に利用できる一時預かりや、気軽に子育て相談や交流ができる「地域子育て支援拠点」なども充実させます。

幼稚園・認定こども園

平成27年度 園児募集

●市立幼稚園

園名	年齢別の募集人数			所在地	電話番号
	3歳児	4歳児	5歳児		
鶉住居幼稚園	15人	20人	20人	鶉住居町第2地割8-10	28-1733
平田幼稚園	15人	20人	10人	大字平田第6地割123-1	26-5353

募集対象…市内にお住まいで、平成21年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた子ども

保育内容…給食なし・預かり保育あり

利用料…保護者の所得(市民税額)に応じて決定〔4ページのとおり〕

申し込みと問い合わせ…各幼稚園

●私立幼稚園・認定こども園

園名	年齢別の募集人数			所在地	電話番号
	3歳児	4歳児	5歳児		
正福寺幼稚園	20人	10人	若干人	甲子町第10地割8-4	23-6885
認定こども園 甲東幼稚園	60人	若干人	若干人	野田町4丁目6-8	23-7290
(仮称)認定釜石こども園	15人	15人	15人	天神町	25-1180 (釜石保育園)

利用料…保護者の所得(市民税額)に応じて決定〔4ページのとおり〕

申し込みと問い合わせ…各幼稚園・認定こども園



- 利用する施設によって異なり、次のとおりとなります。
- 幼稚園を利用(1号認定)の場合
- ①幼稚園に直接利用を申し込み
 - ②園から入園の内定を受ける
 - ③内定した園を通じ市へ認定申請
 - ④園を通じて市から認定証を交付
 - ⑤入園
- 保育所を利用(2号・3号認定)の場合
- ①市または保育所に、利用申し込みと「保育の必要性」の認定を申請
 - ②市から認定証を交付
 - ③利用先の保育所を市が調整
 - ④保育所に入所
 - ⑤認定こども園を利用する場合、1号認定は幼稚園と、2・3号認定は保育所と同じ手続きになります。

入園までの手続きは？

利用料はどうなるの？

新制度の利用料は、保護者の所得(市民税額)に応じた負担が基本となります。国から示された利用料案は次のとおりですが、今後変更の可能性もあります。

●公立・私立幼稚園を利用(1号認定)の場合

保護者の市民税額区分	公立幼稚園 月額利用料(予定)	私立幼稚園 月額利用料(予定)
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	4,000円	9,100円
市民税所得割課税額77,100円以下	6,600円	16,100円
市民税所得割課税額211,200円以下	7,600円	20,500円
市民税所得割課税額211,201円以上	8,600円	25,700円

※施設によっては利用料のほかに教材費などが生じる場合があります。

●保育所を利用(2・3号認定)の場合

現行の負担水準を考慮して市が決定します。保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つに区分され、それぞれ利用料が異なりますので、詳しくは市子ども課へお問い合わせください。

●認定こども園を利用の場合

1号認定の場合は私立幼稚園と、2・3号認定の場合は保育所と、それぞれ同じ利用料となります。
※これまで同様、子育て家庭の負担軽減支援として、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用について、きょうだい同時入所の第2子以降の利用料は無料となります。

ほかにどんなことをするの？

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、次のような「地域子育て支援」を行います。

一時預かり	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、対象施設(市内保育所などを予定)で子どもを一時的に預かります。
地域子育て支援拠点 (子育て支援センターなど)	身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場(=4カ所)を提供します。 ➡ 中妻子供の家・甲子(ふれあい交流センター「清風園」) 天神町(仮称)認定釜石こども園・鶉住居保育園
病後児保育	病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、専用のスペースで預かります。 ➡ すこやかサポートセンター(中妻町)
放課後児童クラブ (学童育成クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に児童館などで過ごすことができる場(=11カ所)を提供します。 ➡ 双葉・小佐野・小佐野第二・白山・平田・釜石・甲子・唐丹・栗林・鶉住居・上中島
利用者支援	子育て世帯のニーズに合わせ、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。 ➡ 市子ども課

これらのほか、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問、ファミリーサポートセンター事業などがあります。